

『会則』及び『施設利用約款』改定のお知らせ

会員の皆様におかれましては、平素よりアビイスポーツ＆カルチャーをご利用頂き誠にありがとうございます。

表記の件につきまして、**2026年1月1日より**、下記の通り『会則』及び『施設利用約款』を改定させていただきます。会員の皆様におかれましては、何卒ご理解賜り、引き続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

■ 改定日（効力発生日）

2026年1月1日

■ 改定内容

● 会則 第2章 会員、第4条『会員資格』

改定前	改定後
<p>本クラブは会員制とし、会員は、本クラブの会則及び施設利用約款(以下約款という)を承認の上入会を申し込み、会社が認めた者で、医師により運動が可能であると認められた者とする。</p> <p>ただし、下記の各号に該当する者は入会資格を有しない。</p> <p>(1). 健康に異常のある者。</p> <p>(2). 本クラブ会員としてふさわしい品性と社会的信用のない者。</p> <p>(3). 16才未満の者。</p> <p>(4). 暴力団関係者、薬物常用者、刺青をした者等。</p> <p>(5). 会社が不適当と認めた者。</p>	<p>本クラブは会員制とし、会員は、本クラブの会則及び施設利用約款(以下約款という)を承認の上入会を申し込み、会社が認めた者が、会員として施設を利用することができる。</p> <p>ただし、下記の各号に該当する者は入会資格を有しない。</p> <p>(1). 健康に異常のある者。</p> <p>(2). 本クラブ会員としてふさわしい品性と社会的信用のない者。</p> <p>(3). 16才未満の者。</p> <p>(4). 暴力団関係者、薬物常用者、刺青・タトゥーをした者等。</p> <p>(5). 会社が不適当と認めた者。</p> <p>(6). 医師等により運動を禁じられている者。</p>

● 会則 第2章 会員、第5条『入会手続き』

改定前	改定後
<p>(1). 本クラブに入会しようとするものは、所定の入会手続きを行い、会社の承認を得て、会社の定める入会金、諸会費、諸手数料等を会社に払い込まなければならない。</p> <p>(2). 未成年者が入会を希望する場合は、本人と保護者が連署の上、入会申し込みを行うものとする。この場合、保護者は、会則、施設利用約款に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。</p>	<p>(1). 本クラブに入会しようとするものは、所定の入会手続きを行い、会社の承認を得て、会社の定める入会金、諸会費、諸手数料等を会社に払い込まなければならない。</p> <p>(2). 未成年者が入会を希望する場合は、本人と保護者が連署の上、入会申し込みを行うものとする。この場合、保護者は、会則、施設利用約款に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。</p> <p>(3). 会社で必要と判断した場合は入会者に対し、医師による診断書及び施設利用の誓約書の提出を求める事ができる。</p>

● 会則 第2章 会員、第9条『会員除名』

改定前	改定後
<p>会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社はその会員を除名することができる。</p> <p>(1). 本会則、約款、その他会社が定める諸規則に違反したとき。</p> <p>(2). 本クラブの名誉を著しく傷つけ、本クラブの秩序を乱したとき。</p> <p>(3). 諸会費・諸料金の支払いを怠ったとき。</p> <p>(4). 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。</p> <p>(5). 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと、判断したとき。</p>	<p>会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社はその会員を除名することができる。</p> <p>(1). 本会則、約款、その他会社が定める諸規則に違反したとき。</p> <p>(2). 本クラブの名誉を著しく傷つけ、本クラブの秩序を乱したとき。</p> <p>(3). 諸会費・諸料金の支払いを怠りその額が3ヶ月分以上に達したとき。</p> <p>(4). 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。</p> <p>(5). 会社が本クラブの会員としてふさわしくないと、判断したとき。</p>

● 施設利用約款 第5条『入場禁止・退場』

改定前	改定後
<p>会社は、会員が下記の各号に該当する場合は、その会員の本クラブの入場禁止及び退場を命じることができる。</p> <p>(1). 伝染病等に罹患しているとき。</p> <p>(2). 酒気を帯びているとき。</p> <p>(3). 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。</p> <p>(4). 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。</p>	<p>会社は、会員が下記の各号に該当する場合は、その会員の本クラブの入場禁止及び退場を命じることができる。</p> <p>(1). 伝染病等に罹患しているとき。</p> <p>(2). 酒気を帯びているとき。</p> <p>(3). 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。</p> <p>(4). 他の施設利用者に迷惑をかけると判断されるとき。</p> <p>(5). 負傷や発病等で施設の利用が困難であると会社が判断した場合において、その後回復等によりその原因が解消したことを、医師による診断書または会社所定の施設利用の誓約書の提出により証明することを、会社が求めたにもかかわらず、提出を拒否した場合。</p>